

別表 1

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断
「精神保健福祉相談記録」	対応者	第 1 号	これらの情報を開示することにより、審査請求人が記載内容を確認するため、当該個人の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 1 0 2 号	答申第 1 0 2 号 6 (2)イ 記載のとおり	答申第 1 0 2 号 6 (4)イ (イ) 記載のとおり
	実施内容・方針等	第 5 号	これらの情報を開示することにより、職員が本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記載することを躊躇する等、記載内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉相談業務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 1 0 2 号 6 (6)イ (イ) 記載のとおり